

船舶インシデント調査報告書

令和5年11月15日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（推進器故障）
発生日時	令和5年4月9日 13時30分ごろ
発生場所	兵庫県姫路市院下島南東方沖 院下島灯台から真方位203° 530m付近 (概位 北緯34° 38.8′ 東経134° 26.0′)
インシデントの概要	プレジャーボートエスポワールは、帰航しようとしてクラッチレバーを前進に入れたとき、推進力が得られなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和5年4月18日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート エスポワール、5トン未満（長さ6.60m） 240-20103兵庫、個人所有 ガソリン機関、船外機、2サイクル、出力84.60kW、回転数毎分5,500、4気筒、ボア90mm、使用燃料ガソリン、機関製造年月日不詳、昭和62年4月進水
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 1、視界 良好 海象：波高 約0.2m
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、知人4人を乗せ、釣りを終えて帰航しようとしてクラッチレバーを前進に入れたところ、推進力が得られず、運航不能となった。</p> <p>船長は、クラッチを点検したが異常を認めず、圧流されて院下島に接近したので、アンカーを投入し、船外機をチルトアップして確認したところ、プロペラがプロペラ軸から脱落していることを認め、航行不能と判断して118番通報した。</p> <p>本船は、来援した海上保安庁の巡視艇により兵庫県赤穂市赤穂港へえい航された。</p> <p>船長は、釣り場で潮上りを繰り返していた際、プロペラナットの緩み止め用の割ピンが抜け落ちて同ナットが緩み、帰航しようとしてクラッチレバーを前進に入れたとき、プロペラがプロペラ軸から脱落したと本インシデント後に思った。</p> <p>船長は、本船のプロペラを令和2年10月頃に交換後、プロペラの点検を行っていなかった。また、プロペラ交換時に割ピンを新品に取り替えたかどうか覚えていなかった。</p>
分析	本船は、令和2年10月頃にプロペラを交換後、プロペラの点検が

	<p>行われていない中、航行中、プロペラナットの緩み止め用の割ピンが抜け落ちたことから、プロペラナットが緩み、帰航しようとクラッチレバーを前進に入れたとき、プロペラがプロペラ軸から脱落して推進力が得られなくなり、運航不能となった可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本インシデントは、本船が、令和2年10月頃にプロペラを交換後、プロペラの点検が行われていない中、航行中、プロペラナットの緩み止め用の割ピンが抜け落ちたため、プロペラナットが緩み、帰航しようとクラッチレバーを前進に入れたとき、プロペラがプロペラ軸から脱落して推進力が得られなくなったことにより発生した可能性があると考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、発航前、プロペラの点検を行い、割ピンに腐食などを認めた場合は交換すること。 ・ 船長は、プロペラ交換の際、割ピンも新品に交換すること。